

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和元年 1 2 月 2 0 日

奄美市農業委員会

第 1 2 回定例総会議事録

署名委員 榮 清安

署名委員 南 和利

奄美市農業委員会第12回定例総会議事録

1. 招集日時 令和元年12月20日(金) 午後3時～

2. 招集場所 市役所6階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1		9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

岸田 国広

5. 議事に参与した者

事務局長 用稻 工巳 事務局次長 池 秀平
住用分室長 原 俊三 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

・1月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第70号 非農地の認定についての決定について

- 議案第71号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について
(除外)
- 議案第72号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。

これから、令和元年第12回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、4番 榮 委員と5番 南 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第68号から議案第72号までの5件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第68号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>NO. 4につきましては、申請人の所有する土地、1248㎡を資材置き場に転用したいという申請でございます。</p> <p>申請地は市役所から東に6kmに位置し、周囲は山林と建築資材置き場、住宅に囲まれております。</p> <p>農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地のその他に該当すると判断されます。以上1件でございます。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>順次申請人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。</p>
7番	<p>(前山委員)</p> <p>農地法第4条の規定によるNO. 4の譲受人と土地について調査報告します。</p> <p>18日午後15時30分頃、会社の事務所で面談いたしました。</p> <p>申請地は事務所と隣接しておりましたので、申請地の方で話を伺いまして、内容の確認をいたしました。</p> <p>この地区は今年度、市道を拡幅して整備するという事で、調査をしたところ、申請地が農地のままである事が判明いたしまして、申請に至ったという事で、現在は、大型車両や資材置き場となっており、始末書も添付してあります。申請内容のとおり間違いのないという事です。以上です。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第68号農地法第4条の規定による許可申請については、許可することに賛成の方は挙手を求めます。</p> <p>(「全員」挙手あり)</p>

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第68号農地法第4条の規定による許可申請については審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第69号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

NO. 27について報告します。

始良市のお住まいの譲渡人の所有する土地、32㎡を売買により譲り受け、通路・資材置き場にしたいという申請でございます。

申請地は市役所から北西に3.7kmに位置し都市計画区域内で周囲は山林と住宅に囲まれております。土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

受人からは始末書提出されております。以上1件でございます。

6番

(西委員)

NO. 27について報告します。

12月18日水曜日午後5時頃、受人に申請地で話を聞くことができました。今回の転用の目的としましては、申請書に書いてあるように、隣接する土地を購入し、隣に格納庫を建設し、申請地は車両の出入り通路及び資材置き場を設置摺る必要があるため申請に至ったという事ことです。

土地の所在、権利の設定等に係る対価等、記載の内容に間違いがないという事です。

土地について、住宅地と山の間で、隣は倉庫兼資材置き場になっております。土地は細かい石が敷き詰められている状態で、事前着工とかはありませんでした。以上です。

事務局

(用稲局長)

NO. 27について調査報告をいたします。

12月13日10:25に始良市にお住まいの譲渡人に電話にてお話しを聞く

ことが出来ました。

譲渡人の住所の確認、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容にも間違いのないと事で確認いたしました。

委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

(吉会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第69号農地法第5条による許可申請については、許可することに賛成の方は挙手を求めます。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第69号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めこれを許可することに決定いたしました。

日程第5

議案第70号非農地の認定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

22ページをお開き下さい No.10につきましては、平成7年頃から耕作放棄されています。面積は639㎡で、海岸沿いにあり、農地としての利用はできないための申請でございます。申請地は笠利総合支所から北側に1.3kmに位置しております。

詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしくお願いいたします。

議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
2番	<p>(中棚委員)</p> <p>NO. 10について報告します。</p> <p>12月17日午前10時に現地の畑にて願い出人本人と娘さん、笠利分室長竹田さん、推進員の丸田さんと話を伺い申請内容について確認いたしました。畑の将来について問いかけますと、不動産事務所にお問い合わせしており、本人は今後の事については何もしゃべりませんでした。</p> <p>私が確認したところ、大きな雑木も生えておりません。願い出書には色々書かれていますが、波に浸食された後もありません、畑としては小さいのですが、非農地としての許可は難しいかも知れませんかと本人に伝え、申請方法を変えたらどうですかと言うと、不動産事務所に電話しますという事でしたので、私の思いには不許可が妥当だと思います。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
7番	<p>(前山委員)</p> <p>特定公園法には該当していませんか。</p> <p>また、地権者本人は農地として使う気はないですか</p>
2番	<p>(中棚委員)</p> <p>公園法には該当はしていないようです。</p> <p>農地として使う気はないようです。</p>
7番	<p>(前山委員)</p> <p>非農地でも差し支えないかと思いますが、以前隣の畑も、非農地を不許可にして、5条で許可を行った経緯もあります。</p> <p>特別な要件で他に目的があれば5条で出してもらった方が良いといいます。</p>
事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>本人と話をした後に、不動産事務所から電話があり、農業委員会としては畑として使えるのでは、という考えですよ。非農地としては難しいですよと</p>

<p>3 番</p>	<p>お伝えしましたところ、ご理解を戴いたようです。</p> <p>(肥後委員)</p> <p>申請地を利用する目的があれば、5条申請をしてもらったほうが良いと思います。良好な畑でもありません、海の近くで良い作物はできないのではないかと思います。申請方法を変える形で地主の気持ちを得られるようにしたら良いと思います。前回の事例もある事と、本人はすべて不動産事務所に任してあるということは不許可でよろしいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(吉会長)</p> <p>他にございませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第70号非農地申請については、不許可にすることにご異議ございませんか。異議がなければ挙手をお願いいたします。</p> <p>(「全員」挙手)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。 よって、議案第70号非農地申請については、審議の結果不許可と決定いたしました。</p> <p>次の案件に会長報告がありますので議長を会長代理に交代します。</p> <p>(議長交代)</p>
<p>議長</p>	<p>(榮会長代理)</p> <p>日程第6</p> <p>議案第71号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)について、を議題いたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p>

27ページ議案第71号 奄美農業振興地域整備計画の変更（除外）について
農業振興地域からの除外申請がなされたことに伴い、奄美市長から奄美農業振興
地域整備計画の変更に係る意見を求められています。

52ページをお開き下さい。

土地の所在は笠利町大字笠利字用道の1筆702㎡でございます。

30ページ、除外目的は年数回、奄美で仕事を行っており仕事を請け負った際
の資材置き場として利用するための計画です 34ページには代替値地の検討も
され、地理的にも不便で予算が伴わないという事で見送っております。

36. 37ページをご覧下さい、申請地の隣は、旧笠利町時代に除外され建物
も建っております。

農林水産課としては、側に建物も建っており県道を挟んで海側に面しておるこ
とから除外はやむを得ないとの判断をされています。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

(榮会長代理)

それでは本件に対する担当調査委員の調査報告を求めます。

11番

(中山委員)

調査報告をいたします。申請者本人に直接お会いしました。

12月18日11時半申請人に直接会って話をしました。

今回の申請は、申請人の息子さんが鹿児島で建設業を営んでいると、奄美
でも年数回仕事があるので、その資材置き場として利用したいので、農振除
外をお願いしたいというようなことでありました。

申請地の隣は宅地になっており、その隣は鉄工所があるという事です。

申請内容については相違ありませんという事でした。皆様のご審議をお
願いしたいと思います。

13番

(吉委員)

土地について、NO.11の調査報告をいたします。

12月18日午後4時頃に竹田分室長と現場にて調査を行いました。

申請内容については露天駐車場、資材置き場のため農業委員会の意見を
聞く事であります。

申出地は基盤整備地区外であり、現在バナナが何本か植えてありますが荒
れていました。

平成27年6月17日に笠利地区の農地パトロールで回ったときに、悪い

	<p>土地を客土していたので、現場確認の上元に戻すよう注意をした場所でもあります。その後そのままの状態です。今回に至っております。</p> <p>農振除外はやむを得ないものと考えております。</p> <p>委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(榮会長代理)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
1 2 番	<p>(寺師委員)</p> <p>前回の総会で農業生産基盤事業をするために、農業振興地域を指定してくれという申請がありました。</p> <p>今回の議案の農地は何時頃、何の目的で農振地域に指定されたのか、また何時頃、耕作放棄地になったか分かる範囲でお願いします。</p>
事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>以前は土地改良事業等を導入するにあたっては、振興地域に指定していないと事業導入ができなかったのが大枠で指定されています。何時頃かは旧笠利町時代からですので分かりません。</p>
1 2 番	<p>(寺師委員)</p> <p>放棄地に何時頃なったか分かりませんか。</p>
事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>平成6年に所有権移転しておりますのでその頃からと思われます。</p>
1 2 番	<p>(寺師委員)</p> <p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>(榮会長代理)</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p>

議案第71号 奄美農業振興地域整備計画の変更（除外）については「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（「全員」挙手）

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第71号 奄美農業振興地域整備計画の変更（除外）については、審議の結果「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

（議長交代）

議長

（吉会長）

日程第7

議案第72号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（用稲局長）

（事務局の朗読及び説明）

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

（吉会長）

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第72号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

（「全員」挙手）

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第72号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

令和元年12月20日

奄美市農業委員会
会長 吉 卓男

署名委員

署名委員

作成者 用稲 工巳